

令和5年5月30日
自動車局旅客課
貨物課

貨客混載制度の実施区域の見直しについて

地域におけるニーズを踏まえ、貸切バス事業者やタクシー事業者がトラック事業の許可を取得した上で、過疎地域以外においてもバス・タクシー事業に用いる車両で貨物の運送を行うことができることとする等の措置を講じます。

1. 背景

これまで、貨客混載の実施については、乗合バス事業者は全国において、また、貸切バス事業者、タクシー事業者及びトラック事業者は過疎地域又は過疎地域とみなされた区域であって、人口3万人に満たない市町村（以下単に「過疎地域」という。）において認められていましたが、令和3年4月に、複数の地方公共団体より、スーパーシティ提案の枠組みを通じて本制度の見直しに関する提案がなされました。

これらの提案については、国家戦略特区ワーキンググループ（令和4年9月26日開催）等で議論を行ってきたところ、「国家戦略特区において取り組む規制改革事項等について」（令和4年12月22日国家戦略特別区域諮問会議決定）において「貨客混載に係る現行制度下ではカバーできない具体的なニーズ等について、全国的なアンケート調査等を踏まえ対応を検討し、令和4年度中に結論を得て、令和5年度に速やかに必要な措置を講ずる」とこととされたところです。

今般、内閣府地方創生推進事務局と共同で実施した調査を踏まえ、過疎地域以外においても貨客混載の実施に係る具体的なニーズが一定程度確認できたことから、貨客混載の実施区域の見直し等の措置を講じます。

2. 概要

貸切バス事業者及びタクシー事業者によるトラック事業の許可の取扱いについて、地域の関係者による協議が調ったことを条件として、過疎地域以外においてもバス・タクシー事業に用いる車両で貨物の運送を行うことができることとします。

トラック事業者による乗合バス事業、貸切バス事業及びタクシー事業の許可の取扱いについても、地域の関係者による協議が調ったことを条件として、過疎地域以外においてもトラック事業に用いる車両で旅客の運送を行うことができることとします。

※見直し後の制度の詳細については、別紙1を参照ください。

※全国的なアンケート調査等を踏まえ、具体的なニーズが確認された地方公共団体については、別紙2を参照ください。

3. 今後のスケジュール

通達発出：令和5年5月30日（火）

通達施行：令和5年6月30日（金）

【お問合せ先】

（旅客自動車運送事業の許可について）

自動車局旅客課	水田・遠藤	電話番号（代表）	03-5253-8111（内線41255）
		（直通）	03-5253-8569

（貨物自動車運送事業の許可について）

自動車局貨物課	羽田野・柿原	電話番号（代表）	03-5253-8111（内線41323）
		（直通）	03-5253-8575

貨客混載制度の実施区域の見直し

別紙1－1

- 現在、貨客混載の実施については、乗合バス事業者は全国において、また、貸切バス事業者、タクシー事業者及びトラック事業者は過疎地域又は過疎地域とみなされた区域であって、人口3万人に満たない市町村（以下単に「過疎地域※」という。）において認められているところ、令和3年4月に、複数の地方公共団体より、スーパーシティ提案の枠組みを通じて本制度の見直しに関する提案がなされた。
- これらの提案については、国家戦略特区ワーキンググループ（令和4年9月26日開催）等で議論を行ってきたところ、「国家戦略特区において取り組む規制改革事項等について」（令和4年12月22日国家戦略特別区域諮問会議決定）において「貨客混載に係る現行制度下ではカバーできない具体的なニーズ等について、全国的なアンケート調査等を踏まえ対応を検討し、令和4年度中に結論を得て、令和5年度に速やかに必要な措置を講ずる」こととされた。
- 今般、調査を踏まえ、過疎地域以外においても貨客混載の実施に係る具体的なニーズが一定程度確認できたことから、貨客混載の実施区域の見直し等の措置を講じるため、通達を一部改正（令和5年5月30日）。

（※）過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に基づくもの

制度改正前

【乗合バス】



貨物自動車運送事業の許可を取得した上で、荷物を運ぶことが可能

※350kg未満の荷物を運ぶ場合は、道路運送法第82条に基づき許可不要

【貸切バス】



貨物自動車運送事業の許可を取得した上で、荷物を運ぶことが可能

過疎地域に限る

【タクシー】



貨物自動車運送事業の許可を取得した上で、荷物を運ぶことが可能

過疎地域に限る

【トラック】



旅客自動車運送事業の許可を取得した上で、旅客を運ぶことが可能

過疎地域に限る

制度改正後

【乗合バス】



貨物自動車運送事業の許可を取得した上で、荷物を運ぶことが可能

350kg未満の荷物を運ぶ場合は、道路運送法第82条に基づき許可不要

【貸切バス】



貨物自動車運送事業の許可を取得した上で、荷物を運ぶことが可能

全国で実施可能とする※

【タクシー】



貨物自動車運送事業の許可を取得した上で、荷物を運ぶことが可能

全国で実施可能とする※

【トラック】



旅客自動車運送事業の許可を取得した上で、旅客を運ぶことが可能

全国で実施可能とする※

（※）ただし、貸切バス事業者若しくはタクシー事業者による貨物の運送又はトラック事業者による旅客の運送について、発地及び着地がいずれも過疎地域以外となる場合は、以下に掲げる者による協議が整っていることを許可に付す条件とする。

- ① 関係する地方公共団体
- ② 地域の交通網の維持の観点から旅客自動車運送事業者及び旅客をそれぞれ代表し得る者
- ③ 地域の物流網の維持の観点から貨物自動車運送事業者及び荷主をそれぞれ代表し得る者

国 自 安 第 9 7 号
 国 自 旅 第 1 2 8 号
 国 自 貨 第 6 4 号
 平成 2 9 年 8 月 7 日
 一部改正 国 自 安 第 8 0 号
 国 自 旅 第 2 0 2 号
 国 自 貨 第 3 8 号
 令和 2 年 9 月 1 0 日
 一部改正 国 自 安 第 2 3 号
 国 自 旅 第 5 1 号
 国 自 貨 第 2 3 号
 令和 5 年 5 月 3 0 日

各 地 方 運 輸 局 長 } 殿
 沖 縄 総 合 事 務 局 長

自 動 車 局 長
 (公 印 省 略)

旅客自動車運送事業者が旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて
 貨物自動車運送事業を行う場合及び貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業の
 用に供する事業用自動車を用いて旅客自動車運送事業を行う場合における
 許可の取扱い及び運行管理者の選任について

貨物自動車運送事業の許可については、「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車
 運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」(平成 15 年 2 月 14 日付け
 国自貨第 77 号)(以下「処理通達」という。)に、一般旅客自動車運送事業については、
 その種別に応じて、「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針」(平成 13 年
 8 月 29 日付け国自旅第 71 号)、「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業許可の変
 更認可申請の処理について」(平成 11 年 12 月 13 日付け自旅第 128 号・自環第 241 号)
 又は「一般乗用旅客自動車運送事業(1 人 1 車制個人タクシーを除く。)の申請に対する
 処理方針」(平成 13 年 8 月 29 日国自旅第 72 号)、特定旅客自動車運送事業については
 「特定旅客自動車運送事業の申請に対する処分及び標準処理期間の処理方針について」
 (平成 14 年 1 月 31 日付け国自旅第 165 号の 2)(これらの 4 つの通達について、以下
 「処理方針」という。)に、貨物自動車運送事業の運行管理者の選任については「貨物自
 動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」(平成 15 年 3 月 10 日付け国自総第
 510 号、国自貨第 118 号、国自整第 211 号)(以下「貨物の解釈運用通達」という。)に、
 旅客自動車運送事業の運行管理者の選任については、「旅客自動車運送事業運輸規則の解
 釈及び運用について」(平成 14 年 1 月 30 日付け国自総第 446 号、国自旅第 161 号、国自

整第 149 号) (以下「旅客の解釈運用通達」という。) に基づき、それぞれ取扱っているところであるが、今般、自動車運送業の担い手を確保するとともに、人流・物流サービスの持続可能性を確保することを目的として、旅客自動車運送事業者が旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う場合及び貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて旅客自動車運送事業を行う場合における許可の取扱い及び運行管理者の選任について、下記のとおり定めたので通知する。

記

1. 乗合事業者による一般貨物自動車運送事業の許可の取扱い及び運行管理者の選任

一般乗合旅客自動車運送事業者(以下「乗合事業者」という。)が一般乗合旅客自動車運送事業(以下「乗合事業」という。)の用に供する事業用自動車(以下「乗合車両」という。)を用いて一般貨物自動車運送事業を行う場合において、350 キログラム以上の貨物を運送する場合における一般貨物自動車運送事業の許可の取扱い及び運行管理者の選任については、以下に定めるところにより行うものとし、以下に定めのない事項については処理通達及び貨物の解釈運用通達に基づき審査を行うこととする。

(1) 許可の取扱い

①最低車両台数

一般貨物自動車運送事業の用に供する乗合車両を含めて、乗合事業の許可に係る最低車両台数を満たせば足りることとする。

②損害賠償能力

(i) 自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済については、自動車損害賠償責任保険基準料率で定める車種の区分のうち、乗合自動車(営業用)に加入していれば足りることとする。

(ii) 一般自動車損害保険(任意保険)又は共済については、乗合事業者が管理する事業用自動車(100 両以下である場合、乗合事業者として加入すべき旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示(平成 17 年国土交通省告示第 503 号。以下「旅客自動車運送事業賠償基準告示」という。))で定める基準に適合する任意保険又は共済とは別に、原則として、被害者 1 名につき保険金の限度額が無制限であり、一般貨物自動車運送事業に適用される保険に加入していることを確認することとする。ただし、乗合事業者として被害者 1 名につき保険金の限度額が無制限である任意保険又は共済に加入している場合であって、当該任意保険又は共済が一般貨物自動車運送事業に適用されることが確認された場合は、この限りではない。

③許可に付す条件

(i) 運送を行う区域

貨物運送を行う区域は、路線を定めて行う乗合事業にあつては定められた路線のとおり、区域を定めて行う乗合事業にあつては貨物の発地又は着地が営業区域内とすること。ただし、旅客運送を行わず貨物運送のみを行う場合は、この

限りではない。

(ii) 積載できる貨物の重量

旅客が乗車する場所に積載できる貨物の重量は、原則として、乗車定員数から乗車人数を控除した数に 55 を乗じた重量（単位キログラム）（以下「貨物の基本積載量」という。）以内とすること。ただし、バス等の車両の性質を失わない範囲で車両を改造して積載する場所を確保する場合には、減少させた乗車定員数に 55 を乗じた重量（単位キログラム）を貨物の基本積載量に加えた重量以内とし、旅客の手荷物を積載する場所に貨物を積載する場合には、乗車定員数に 20 を乗じた重量（単位キログラム）を貨物の基本積載量に加えた重量（旅客の手荷物の重量を除く。）以内とすること。

(iii) 旅客運送との関係

以下の点に留意して旅客運送及び貨物運送を行うこと。

(ア) 旅客が乗車するスペース及び当該旅客の手荷物を載せるスペースが確保されていること。

(イ) 旅客及び貨物のそれぞれの運送スケジュールに支障がないこと。

(ウ) 旅客及び貨物のそれぞれの運送に見合う適切な運賃となるように配慮すること。

(エ) 旅客と貨物を同時に運送する場合は、貨物専用のスペースを設ける等、貨物の荷崩れ等による車内事故等の発生及び旅客による貨物の破損並びに貨物に係る個人情報の流出を防止する措置を講ずること。

(オ) 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号）第 52 条各号に掲げる物品（同条ただし書の規定によるものを除く。）を旅客と同時に運送しないこと。

(iv) 貨物運送に用いることができる車両

貨物運送に用いることができる車両は、乗合事業の用に供する車両であって、処理通達に基づき届出のあったものに限ること。

(v) 輸送の安全確保

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）をはじめ、一般貨物自動車運送事業者が遵守すべき関係法令を遵守すること。

(vi) 協議会等への参加

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年 5 月 25 日法律第 59 号）第 6 条に規定する協議会又は道路運送法施行規則（昭和 26 年 8 月 18 日運輸省令第 75 号）第 9 条の 2 に規定する地域公共交通会議に対する参加要請があった場合には、これに応じること。

(vii) 乗合事業の廃止又は休止

乗合事業を廃止した場合は一般貨物自動車運送事業を廃止し、乗合事業を休止した場合は一般貨物自動車運送事業を廃止又は休止すること。

④許可の期限

許可の期限は当該許可の日から起算して 2 年を経過する日とする。

(2) 運行管理者の選任

営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する乗合車両数に応じて、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 23 条に規定する運行管理者を選任しなければならない。加えて、一般貨物自動車運送事業の用に供する乗合車両の車両数に応じて、貨物自動車運送事業法第 18 条に規定する運行管理者を選任しなければならない。

なお、旅客自動車運送事業運輸規則第 47 条の 9 第 1 項の表第 3 欄に掲げる資格者証の種類のうち、旅客自動車運送事業運行管理者資格者証又は一般乗合旅客自動車運送事業運行管理者資格者証、及び貨物自動車運送事業法第 19 条第 1 項の資格者証を併せて有する者を選任する場合は、当該営業所において道路運送法第 23 条に規定する運行管理者と、貨物自動車運送事業法第 18 条に規定する運行管理者を兼務させることができる。

2. 貸切バス事業者による一般貨物自動車運送事業の許可の取扱い及び運行管理者の選任

一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「貸切バス事業者」という。）が一般貸切旅客自動車運送事業（以下「貸切バス事業」という。）の用に供する事業用自動車（以下「貸切バス車両」という。）を用いて一般貨物自動車運送事業を行う場合における一般貨物自動車運送事業の許可の取扱い及び運行管理者の選任については、以下に定めるところにより行うものとし、以下に定めのない事項については処理通達及び貨物の解釈運用通達に基づき審査を行うこととする。

（１）許可の取扱い

①最低車両台数

一般貨物自動車運送事業の用に供する貸切バス車両を含めて、貸切バス事業の許可に係る最低車両台数を満たせば足りることとする。

②損害賠償能力

（ｉ）自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済については、自動車損害賠償責任保険基準料率で定める車種の区分のうち、乗合自動車（営業用）に加入していれば足りることとする。

（ii）一般自動車損害保険（任意保険）又は共済については、貸切バス事業者が管理する事業用自動車 が 100 両以下である場合、貸切バス事業者として加入すべき旅客自動車運送事業賠償基準告示で定める基準に適合する任意保険又は共済とは別に、原則として、被害者 1 名につき保険金の限度額が無制限であり、一般貨物自動車運送事業に適用される保険に加入していることを確認することとする。ただし、貸切バス事業者として被害者 1 名につき保険金の限度額が無制限である任意保険又は共済に加入している場合であって、当該任意保険又は共済が一般貨物自動車運送事業に適用されることが確認された場合は、この限りではない。

③許可に付す条件

（ｉ）運送を行う区域

貨物運送を行う区域は、発地又は着地が過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条第 1 項に規定する過疎地域（同法第 3 条第 1 項及び第 2 項、第 41 条第 1 項及び第 2 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）、第 42 条並びに第 44 条第 4 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。以下「過疎地域」という。）又は④による協議が調った区域内とすること。ただし、貨物運送と同時に旅客運送を行う場合は、上記に加え、発地又は着地が貸切バス事業に係る営業区域内とすること。

（ii）積載できる貨物の重量

1. （１）③（ii）に同じ。

(iii) 旅客運送との関係

1. (1) ③ (iii) に同じ。

(iv) 貨物運送に用いることができる車両

貨物運送に用いることができる車両は、貸切バス事業の用に供する車両であって、処理通達に基づき届出のあったものに限ること。

(v) 輸送の安全確保

1. (1) ③ (v) に同じ。

(vi) 貸切バス事業の廃止又は休止

貸切バス事業を廃止した場合は一般貨物自動車運送事業を廃止し、貸切バス事業を休止した場合は一般貨物自動車運送事業を廃止又は休止すること。

④関係者による協議

貨物運送を行う区域を、発地及び着地が過疎地域以外の区域とする場合にあっては、以下に掲げる者による協議が調っていること。この場合において、当該区域を管轄する地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）又は地方運輸支局（以下「運輸局等」という。）は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）の規定に違反する行為が行われることのないよう、助言するものとする。

（ア）関係する都道府県又は市町村

（イ）地域の交通網の維持の観点から貸切バス事業者（貸切バス事業者が組織する団体、運転者が組織する団体を含む。）及び旅客をそれぞれ代表する者

（ウ）地域の物流網の維持の観点から貨物自動車運送事業者（貨物自動車運送事業者が組織する団体、運転者が組織する団体を含む。以下同じ。）及び荷主をそれぞれ代表する者

⑤許可の期限

1. (1) ④に同じ。

(2) 運行管理者の選任

営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する貸切バス車両数に応じて、道路運送法第 23 条に規定する運行管理者を選任しなければならない。加えて、一般貨物自動車運送事業の用に供する貸切バス車両の車両数に応じて、貨物自動車運送事業法第 18 条に規定する運行管理者を選任しなければならない。

なお、旅客自動車運送事業運輸規則第 47 条の 9 第 1 項の表第 3 欄に掲げる資格者証の種類のうち旅客自動車運送事業運行管理者資格者証、及び貨物自動車運送事業法第 19 条第 1 項の資格者証を併せて有する者を選任する場合は、当該営業所において道路運送法第 23 条に規定する運行管理者と、貨物自動車運送事業法第 18 条に規定する運行管理者を兼務させることができる。平成 28 年国土交通省令第 78 号による改正前の旅客自動車運送事業運輸規則第 47 条の 9 第 1 項の表第 3 欄に掲げる一般貸切旅客自動車運送事業運行管理者資格者証、及び貨物自動車運送事業法第 19 条第 1 項の資格者証を併せて有する者を選任する場合も、同様とする。

3. タクシー事業者による一般貨物自動車運送事業の許可の取扱い及び運行管理者の選任

一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「タクシー事業者」という。）が一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の用に供する事業用自動車（福祉輸

送事業の用に供する車両を除く。以下「タクシー車両」という。)を用いて一般貨物自動車運送事業を行う場合における一般貨物自動車運送事業の許可の取扱い及び運行管理者の選任については、以下に定めるところにより行うものとし、以下に定めのない事項については処理通達及び貨物の解釈運用通達に基づき審査を行うこととする。

なお、車載自動車による旅客及び貨物の運送については、「車載自動車による旅客及び貨物の運送の取扱いについて」(平成 16 年 3 月 2 日付け国自旅第 211 号、国自貨第 142 号)により取り扱うこととし、本通達の取扱いによらないこととする。(7.において同じ。)

(1) 許可の取扱い

①最低車両台数

一般貨物自動車運送事業の用に供するタクシー車両を含めて、タクシー事業の許可に係る最低車両台数を満たせば足りることとする。

②損害賠償能力

(i) 自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済については、自動車損害賠償責任保険基準料率で定める車種の区分のうち、営業用乗用自動車に加入していれば足りることとする。

(ii) 一般自動車損害保険(任意保険)又は共済については、タクシー事業者が管理する事業用自動車 100 両以下である場合、タクシー事業者として加入すべき旅客自動車運送事業賠償基準告示で定める基準に適合する任意保険又は共済とは別に、原則として、被害者 1 名につき保険金の限度額が無制限であり、一般貨物自動車運送事業に適用される保険に加入していることを確認することとする。ただし、タクシー事業者として被害者 1 名につき保険金の限度額が無制限である任意保険又は共済に加入している場合であって、当該任意保険又は共済が一般貨物自動車運送事業に適用されることが確認された場合は、この限りではない。

③許可に付す条件

(i) 運送を行う区域

貨物運送を行う区域は、発地又は着地が過疎地域又は④による協議が調った区域内とすること。ただし、貨物運送と同時に旅客運送を行う場合は、上記に加え、発地又は着地がタクシー事業に係る営業区域内とすること。

(ii) 積載できる貨物の重量

1. (1) ③(ii)に同じ。

(iii) 旅客運送との関係

1. (1) ③(iii)に同じ。

(iv) 貨物運送に用いることができる車両

貨物運送に用いることができる車両は、タクシー事業の用に供する車両であって、処理通達に基づき届出のあったものに限ること。

(v) 輸送の安全確保

1. (1) ③(v)に同じ。

(vi) タクシー事業の廃止又は休止

タクシー事業を廃止した場合は一般貨物自動車運送事業を廃止し、タクシー事業を休止した場合は一般貨物自動車運送事業を廃止又は休止すること。

(vii) 貨物運送中の表示

タクシー事業者が貨物運送により旅客の引受けができない場合は貨物運送を行っている旨の表示を行うこと。

④関係者による協議

貨物運送を行う区域を、発地又は着地が過疎地域とする場合にあっては、1.(1)③(vi)に同じ。貨物運送を行う区域を、発地及び着地が過疎地域以外の区域とする場合にあっては、以下に掲げる者による協議が調っていること。この場合において、当該区域を管轄する運輸局等は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定に違反する行為が行われることのないよう、助言するものとする。

(ア) 関係する市町村（貨物運送と同時に旅客運送を行う場合は、タクシー事業に係る営業区域をその区域に含むすべての市町村）

(イ) 地域の交通網の維持の観点からタクシー事業者（タクシー事業者が組織する団体、運転者が組織する団体を含む。）及び旅客をそれぞれ代表する者

(ウ) 地域の物流網の維持の観点から貨物自動車運送事業者及び荷主をそれぞれ代表する者

⑤許可の期限

1.(1)④に同じ。

(2) 運行管理者の選任

営業所ごとに、当該営業所が運行を管理するタクシー車両数に応じて、道路運送法第23条に規定する運行管理者を選任しなければならない。加えて、一般貨物自動車運送事業の用に供するタクシー車両の車両数に応じて、貨物自動車運送事業法第18条に規定する運行管理者を選任しなければならない。

なお、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の9第1項の表第3欄に掲げる資格者証の種類のうち、旅客自動車運送事業運行管理者資格者証又は一般乗用旅客自動車運送事業運行管理者資格者証、及び貨物自動車運送事業法第19条第1項の資格者証を併せて有する者を選任する場合は、当該営業所において道路運送法第23条に規定する運行管理者と、貨物自動車運送事業法第18条に規定する運行管理者を兼務させることができる。

4. 乗合事業者、貸切バス事業者若しくはタクシー事業者による特定貨物自動車運送事業の許可又は特定旅客自動車運送事業者による一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業の許可の取扱い及び運行管理者の選任

乗合事業者、貸切バス事業者若しくはタクシー事業者がそれぞれの事業の用に供する事業用自動車を用いて特定貨物自動車運送事業を行う場合における特定貨物自動車運送事業の許可又は特定旅客自動車運送事業者がその事業の用に供する事業用自動車を用いて一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業を行う場合の許可の取扱い及び運行管理者の選任については、処理通達、貨物の解釈運用通達及び1.から3.までを準用することとする。

5. 一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者による乗合事業の許可の取扱い及び運行管理者の選任

一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者（以下「貨物事業者」という。）が一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車（以下「貨物車両」という。）を用いて乗合事業を行う場合における乗合事業の許可

の取扱い及び運行管理者の選任については、以下に定めるところにより行うものとし、以下に定めのない事項については処理方針及び旅客の解釈運用通達に基づき審査を行うこととする。

(1) 許可の取扱い

①最低車両台数

乗合事業の用に供する貨物車両を含めて、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業（以下「貨物事業」という。）の許可に係る最低車両台数を満たせば足りることとする。

②損害賠償能力

- (i) 自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済については、貨物車両の大きさ等に応じて、自動車損害賠償責任保険基準料率で定める車種の区分のうち、普通貨物自動車（営業用）又は小型貨物自動車（営業用）に加入していれば足りるものとする。
- (ii) 一般自動車損害保険（任意保険）又は共済については、旅客自動車運送事業賠償基準告示で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両全てに加入する計画があること。

③許可に付す条件

(i) 運送を行う区域

旅客運送（貨物運送を同時に行う場合を含む。）を行う区域は、区域を定めて行う乗合事業にあつては発地又は着地が営業区域内とすること。ただし、④による協議が調っていない場合、路線を定めて行う乗合事業にあつては路線の一部が過疎地域であること、区域を定めて行う乗合事業にあつては発地又は着地が営業区域内であり、かつ、過疎地域とすること。

(ii) 貨物運送との関係

1. (1) ③ (iii) に同じ。

(iii) 旅客運送に用いることができる車両

旅客運送に用いることができる車両は、貨物車両であつて、処理方針に基づき届出のあったものに限ること。

(iv) 輸送の安全確保

道路運送法をはじめ、乗合事業者が遵守すべき関係法令を遵守すること。特に、乗車のために設備された場所以外の場所に旅客を乗車させない、事故等の際に旅客の保護に万全を期す等の安全確保措置を講ずること。

(v) 貨物事業の廃止又は休止

貨物事業を廃止した場合は乗合事業を廃止し、貨物事業を休止した場合は乗合事業を廃止又は休止すること。

④関係者による協議

旅客運送を行う路線の一部が過疎地域である場合若しくは旅客運送を行う区域を、発地又は着地が過疎地域とする場合にあつては、1. (1) ③ (vi) に同じ。旅客運送を行う路線が過疎地域を含まない場合又は旅客運送を行う区域を、発地及び着地が過疎地域以外の区域とする場合にあつては、以下に掲げる者による協議が調っていること。この場合において、当該路線又は区域を管轄する運輸局等は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定に違反する行為が行われる

ことのないよう、助言するものとする。

(ア) 関係する都道府県又は市町村

(イ) 地域の交通網の維持の観点から乗合事業者（乗合事業者が組織する団体、運転者が組織する団体を含む。）及び旅客をそれぞれ代表する者

(ウ) 地域の物流網の維持の観点から貨物自動車運送事業者及び荷主をそれぞれ代表する者

⑤許可の期限

1. (1) ④に同じ。

(2) 運行管理者の選任

営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する貨物車両数に応じて、貨物自動車運送事業法第 18 条に規定する運行管理者を選任しなければならない。加えて、乗合事業の用に供する貨物車両の車両数に応じて、道路運送法第 23 条に規定する運行管理者を選任しなければならない。

なお、貨物自動車運送事業法第 19 条第 1 項の資格者証及び旅客自動車運送事業運輸規則第 47 条の 9 第 1 項の表第 3 欄に掲げる資格者証の種類のうち、旅客自動車運送事業運行管理者資格者証又は一般乗合旅客自動車運送事業運行管理者資格者証を併せて有する者を選任する場合は、当該営業所において貨物自動車運送事業法第 18 条に規定する運行管理者と、道路運送法第 23 条に規定する運行管理者を兼務させることができる。

6. 貨物事業者による貸切バス事業の許可の取扱い及び運行管理者の選任

貨物事業者が貨物車両を用いて貸切バス事業を行う場合における貸切バス事業の許可の取扱い及び運行管理者の選任については、以下に定めるところにより行うものとし、以下に定めのない事項については処理方針及び旅客の解釈運用通達に基づき審査を行うこととする。

(1) 許可の取扱い

①最低車両台数

貸切バス事業の用に供する貨物車両を含めて、貨物事業の許可に係る最低車両台数を満たせば足りることとする。

②損害賠償能力

5. (1) ②に同じ。

③許可に付す条件

(i) 運送を行う区域

旅客運送（貨物運送を同時に行う場合を含む。）を行う区域は、発地又は着地が貸切バス事業に係る営業区域内であり、かつ、過疎地域又は④による協議が調った区域内とすること。

(ii) 貨物運送との関係

1. (1) ③ (iii) に同じ。

(iii) 旅客運送に用いることができる車両

5. (1) ③ (iii) に同じ。

(iv) 輸送の安全確保

道路運送法をはじめ、貸切バス事業者が遵守すべき関係法令を遵守すること。特に、乗車のために設備された場所以外の場所に旅客を乗車させない、事故等の際に旅客の保護に万全を期す等の安全確保措置を講ずること。

(v) 貨物事業の廃止又は休止

貨物事業を廃止した場合は貸切バス事業を廃止し、貨物事業を休止した場合は貸切バス事業を廃止又は休止すること。

④関係者による協議

2. (1) ④に同じ。この場合において、「貨物運送」とあるのは、「旅客運送」と読み替えるものとする。

(2) 運行管理者の選任

営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する貨物車両数に応じて、貨物自動車運送事業法第 18 条に規定する運行管理者を選任しなければならない。加えて、貸切バス事業の用に供する貨物車両の車両数に応じて、道路運送法第 23 条に規定する運行管理者を選任しなければならない。

なお、貨物自動車運送事業法第 19 条第 1 項の資格者証及び旅客自動車運送事業運輸規則第 47 条の 9 第 1 項の表第 3 欄に掲げる資格者証の種類のうち、旅客自動車運送事業運行管理者資格者証又は一般貸切旅客自動車運送事業運行管理者資格者証を併せて有する者を選任する場合は、当該営業所において貨物自動車運送事業法第 18 条に規定する運行管理者と、道路運送法第 23 条に規定する運行管理者を兼務させることができる。

7. 貨物事業者によるタクシー事業の許可の取扱い及び運行管理者の選任

貨物事業者が貨物車両を用いてタクシー事業を行う場合におけるタクシー事業の許可の取扱い及び運行管理者の選任については、以下に定めるところにより行うものとし、以下に定めのない事項については処理方針及び旅客の解釈運用通達に基づき審査を行うこととする。

(1) 許可の取扱い

①最低車両台数

タクシー事業の用に供する貨物車両を含めて、貨物事業の許可に係る最低車両台数を満たせば足りることとする。この場合、タクシー事業の用に供する貨物車両は、タクシー業務適正化特別措置法（昭和 45 年法律第 75 号）第 2 条第 1 項に規定する「タクシー」に含まれることに留意すること。

②損害賠償能力

5. (1) ②に同じ。

③車種区分

原則として、乗車定員に応じて特定大型車又は普通車のいずれかに区分することとする。

④許可に付す条件

(i) 運送を行う区域

旅客運送（貨物運送を同時に行う場合を含む。）を行う区域は、発地又は着地

がタクシー事業に係る営業区域内であり、かつ、過疎地域又は⑤による協議が調った区域内とすること。

(ii) 貨物運送との関係

1. (1) ③ (iii) に同じ。

(iii) 旅客運送に用いることができる車両

5. (1) ③ (iii) に同じ。

(iv) 輸送の安全確保

道路運送法をはじめ、タクシー事業者が遵守すべき関係法令を遵守すること。特に、乗車のために設備された場所以外の場所に旅客を乗車させない、事故等の際に旅客の保護に万全を期す等の安全確保措置を講ずること。

(v) 貨物事業の廃止又は休止

貨物事業を廃止した場合はタクシー事業を廃止し、貨物事業を休止した場合はタクシー事業を廃止又は休止すること。

(vi) 運送の申込み

営業所に対して運送の申込みがあった運送の引受けに限ること。

⑤関係者による協議

3. (1) ④に同じ。この場合において、「貨物運送を」とあるのは「旅客運送を」と、「関係する市町村（貨物運送と同時に旅客運送を行う場合は、タクシー事業に係る営業区域をその区域に含むすべての市町村）」とあるのは「タクシー事業に係る営業区域をその区域に含むすべての市町村」と読み替えるものとする。

⑥許可の期限

1. (1) ④に同じ。

(2) 運行管理者の選任

営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する貨物車両数に応じて、貨物自動車運送事業法第 18 条に規定する運行管理者を選任しなければならない。加えて、タクシー事業の用に供する貨物車両の車両数に応じて、道路運送法第 23 条に規定する運行管理者を選任しなければならない。

なお、貨物自動車運送事業法第 19 条第 1 項の資格者証及び旅客自動車運送事業運輸規則第 47 条の 9 第 1 項の表第 3 欄に掲げる資格者証の種類のうち、旅客自動車運送事業運行管理者資格者証又は一般乗用旅客自動車運送事業運行管理者資格者証を併せて有する者を選任する場合は、当該営業所において貨物自動車運送事業法第 18 条に規定する運行管理者と、道路運送法第 23 条に規定する運行管理者を兼務させることができる。

8. 貨物事業者による特定旅客自動車運送事業の許可の取扱い及び運行管理者の選任

貨物事業者が貨物車両を用いて特定旅客自動車運送事業を行う場合における特定旅客自動車運送事業の許可の取扱い及び運行管理者の選任については、処理方針及び旅客の解釈運用通達及び 5. から 7. までは準用することとする。

附 則（平成 29 年 8 月 7 日国自安第 97 号、国自旅第 128 号、国自貨第 64 号）

本通知による取扱いは、平成 29 年 9 月 1 日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附 則（令和２年９月１０日国自安第 80 号、国自旅第 202 号、国自貨第 38 号）

本通知による取扱いは、令和２年９月１１日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附 則（令和５年５月 30 日国自安第 23 号、国自旅第 51 号、国自貨第 23 号）

1. 本通知による取扱いは、令和５年６月 30 日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。
2. 本通知の施行の際現に行われている申請に係る許可の取扱いについては、なお従前の例による。
3. 本通知の施行後、本通知の規定に基づく関係者による協議において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定に違反するおそれがある事実を把握した場合には、速やかに規定の見直し等の必要な措置を講じることとする。

貨客混載の実施に係るニーズ事例集について

1. 茅野市（長野県茅野市）

ちのし
長野県茅野市
人口：54,635人 ※令和5（2023）年1月1日現在

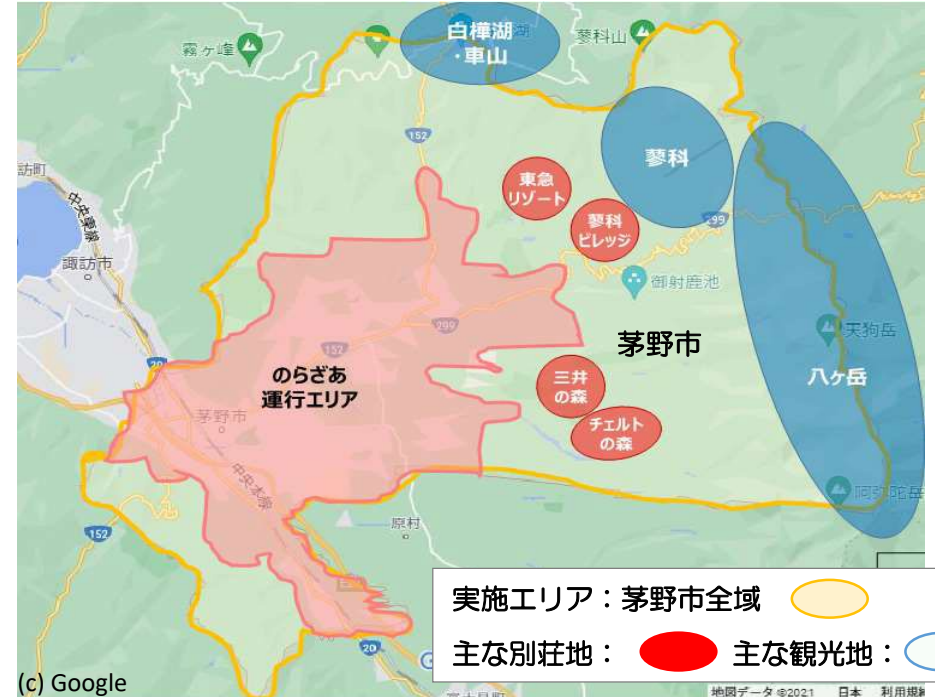
タクシー事業者による医薬品の貨客混載運送

提案の背景

- 茅野市では、一般乗合旅客自動車運送事業（乗合オンデマンド交通「のらざあ」）が人口の密集する市街地エリアで運行されているが、高齢化・定住化が進む別荘地エリアは運行区域外となっている。
- 運行区域外の別荘地エリアでは、家族等を在宅で看護する別荘利用者などから医薬品配送ニーズが一定程度存在する一方、当該エリアへの配送は物流事業者にとって大きな負担となっている。

貨客混載の実施計画（案）

実施事業者	タクシー事業者（協議中）
運行区域	茅野市内全域
運送品目	医薬品
運送頻度	平均9回（1日1台あたり：見込み）
荷物取扱量	35件（1日あたり：見込み）
運賃	距離料金＋手数料 又は 定額制（協議中）



関係者の反応

【タクシー事業者の反応】

- タクシー救援事業での医薬品の配送は、タクシー料金に手数料が上乗せされるにもかかわらず定期的に依頼があり、ニーズがあることが分かっている。一方、タクシー救援事業により医薬品の配送を行っている間は、乗客を乗せられないことが課題。

【物流事業者の反応】

- 別荘地エリアは市街地から大きく距離が離れており、当該エリアへの貨物運送は大きな負担となっている。また、コロナ禍で貨物運送のニーズは更に高まりを見せており、通常の配送だけでも大変な状況。医薬品配送については、現状対応が困難。

【荷主（病院、薬局など）の反応】

- 医薬品を近隣に自ら配送している薬局もあるが、人件費を含めたコストパフォーマンスが悪く、収益が出る事業ではない。特に病院・薬局で薬剤師が不足している現状では、遠方まで配送するのは困難。

【地域住民の反応】

- 子どもの発熱や自分自身の体調不良の際に使えるような受診から処方された薬を受け取るまでの時間的な負担を軽減できるサービスが実現するのは歓迎。
- 寝たきりの母を在宅看護しており、このようなサービスがあれば、往診時に処方された薬を仕事の合間に薬局まで取りに行く手間が省けてありがたい。

2. 幸田町（愛知県幸田町）

こうたちょう
愛知県幸田町
人口：42,283人 ※令和5（2023）年1月1日現在

タクシー事業者による病院関連物品の貨客混載運送の実証運行

提案の背景

- ・現在は町からタクシー事業者へ委託し、地域の総合病院行きの直行便を住民に無料で提供しているが、町の財政逼迫により委託事業の継続が困難な状況。
- ・町からの委託事業ではなくタクシー事業者自身のサービスとして存続させるため、入院患者の着替えや医療機器等の病院関連物品の貨客混載運送を行い、事業の収益性を確保することが必要。

貨客混載の実施計画（案）

実施事業者	タクシー事業者
運行区域	町役場～JR相見駅～藤田医科大学岡崎医療センター間
運送品目	入院患者の着替えや医療機器等の病院関連物品
運送頻度	10件（1日あたり）
荷物取扱量	2kg×10～20箱程度（1件あたり）
運賃	1,500円程度（1回あたり）

関係者の反応

- 【タクシー事業者の反応】
- ・運転手の労務管理や荷主・荷受間の貨物の発着体制を整理する必要があるが、貨客混載はサービスの付加価値向上につながる。
- 【物流事業者の反応】
- ・宅配需要が高まり運転手が不足しているため、タクシー事業者と分担して、小貨物を効率的に配送することもできると思われる。
- 【荷主（病院など）の反応】
- ・貨物の安全輸送や配送するタクシー事業者と病院間の貨物の発着体制を整理する必要があるが、入院患者の着替えや医療機器等の配送のニーズはある。
- 【地域住民の反応】
- ・貨物の安全輸送と明確な利用手続が確保できれば、有料化されても貨客混載による配送サービスを利用したい。



3. 常滑市（愛知県常滑市）

とこなめし
愛知県常滑市
人口：58,452人

※令和4（2023）年12月31日現在

貸切バス事業者による空港利用者の手荷物の貨客混載運送

提案の背景

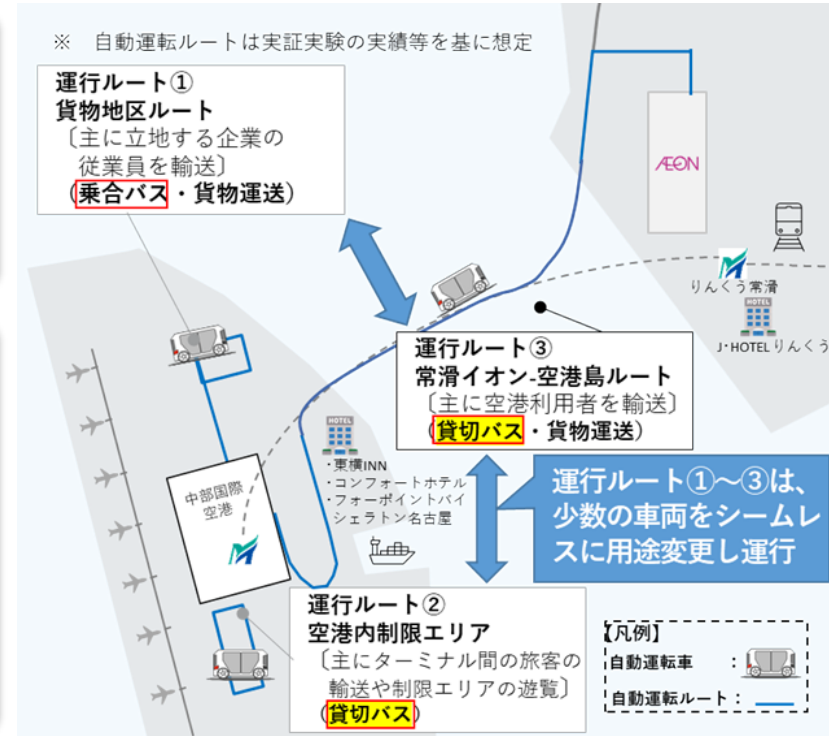
- ・市内交通事業者では、コロナ禍による運転手の離職や高齢化による人手不足が深刻であり、空港島内施設群の回遊、空港島と近隣地域を結ぶ移動手段の不足という地域課題がある。
- ・2017年度以降、民間事業者が中心となって、自動運転車両を活用したバス運行のビジネスモデルの社会実装を推進。
- ・自動運転車両は高額であるため、車両の利用頻度を高め、採算性の高い運行形態を取らなければビジネスとして成立しないことが課題。

貨客混載の実施計画（案）

実施事業者	貸切バス事業者など
運行区域	中部国際空港島及び空港島周辺地域
運送品目	空港利用者の手荷物
運送頻度	片道24回程度（1日あたり）※1
荷物取扱量	5～10個程度（1台あたり）
運賃	ホテルが貸切バス事業者に配送委託料としてサービス料を支払う。 （旅行者は無料又はホテルにサービス料（コインロッカーの代金程度※2を想定）を支払う）

※1 運行ルート③の場合

※2 300～600円/日



関係者の反応

【物流事業者の反応】

- ・空港島で提供している配送サービスに周辺ホテルへの配送は含まれていないため、自動運転バスによる貨客混載が実現しても影響はない。
- ・空港島・周辺エリアに限らず貸切バスによる貨客混載が実現されても影響はない。自社の貨物配送を貸切バスに委託するなど協業も可能かもしれない。
- ・地域の事業者団体の会員は基本的に宅配をしている事業者が少ないため、貸切バスによる貨客混載の影響はないのではないか。

【地元観光関係者の反応】

- ・空港に荷物を運ぶだけでなく、荷物の事前チェックインができるようになると、空いた時間で観光などに時間を使えるようになるのではないか。
- ・海外旅行者からの手荷物預かりの問合せもあるため、空港からホテルに直接荷物を送って、手ぶらで観光できるようにするのは良い取組ではないか。

【地域住民の反応】

- ・空港利用者や国際展示場の来場者で鉄道が混雑することがあり、手荷物を鉄道と別に輸送することで、住民や空港従業員にとって利用しやすい鉄道になるのではないか。

4. 北斗市（北海道北斗市）

タクシー

ほくとし
北海道北斗市
人口：44,366人 ※令和5（2023）年1月1日現在

タクシー事業者による生活用品、医薬品等の貨客混載運送

提案の背景

- ・地域公共交通計画策定時に実施した住民ヒアリングでは、特に高齢者から公共交通機関を利用した買物や自動車運転免許返納後の移動を不安視する声が多く寄せられた。
- ・こうした中、食料品では市内のスーパーマーケット等が買物支援サービスを行っているが、日用品その他の生活必需品では同様のサービスは展開されていない。
- ・現在は過疎地域に限定されているタクシー事業者による貨客混載運送の対象地域が拡大され、市民の買物手段の多様化の実現されることを期待している。

貨客混載の実施計画（案）

実施事業者	タクシー事業者
運行区域	市内
運送品目	生活用品、医薬品等
運送頻度	週に2～3回程度
荷物取扱量	50個程度（1回あたり）
運賃	距離料金＋手数料を想定



関係者の反応

- 【タクシー事業者の反応】
- ・現行制度では飲料・食料の配送しか認められておらず利用しにくいが、車両に積めるものであれば配送は可能。特に生活用品は需要が高いと思われる。
- 【物流事業者の反応】
- ・コロナ禍の貨物輸送ニーズはやや落ち着いてきたがまだ終息はしていない。消費者が求める配送料金とタクシー事業者が必要とする配送料金をいかに一致させていくかが課題になるだろうが、買物難民となる高齢者への対応としてタクシー事業者による貨客混載事業は効果があると思う。
- 【荷主（ドラッグストア等）の反応】
- ・タクシーや家族の送迎による来店者が多く、買物の移動に不自由な高齢者が多い印象。電話注文を受けてタクシー事業者が個人宅に直接配送するといったサービスには需要がある。サービス提供の新しい手段が確保されることは、顧客の利便性向上や新たな需要創出にもつながるものと期待している。
- 【地域住民の反応】
- ・今後、自分で運転できなくなった場合、買物や通院の移動手段がなくなってしまうことが不安。地元のタクシー事業者による配送は新しい買物の手段確保として期待できるので、ぜひ利用しやすい配送料金を設定してもらいたい。

5. 館山市（千葉県館山市）

タクシー

千葉県館山市
人口：44,677人 ※令和5（2023）年1月1日現在

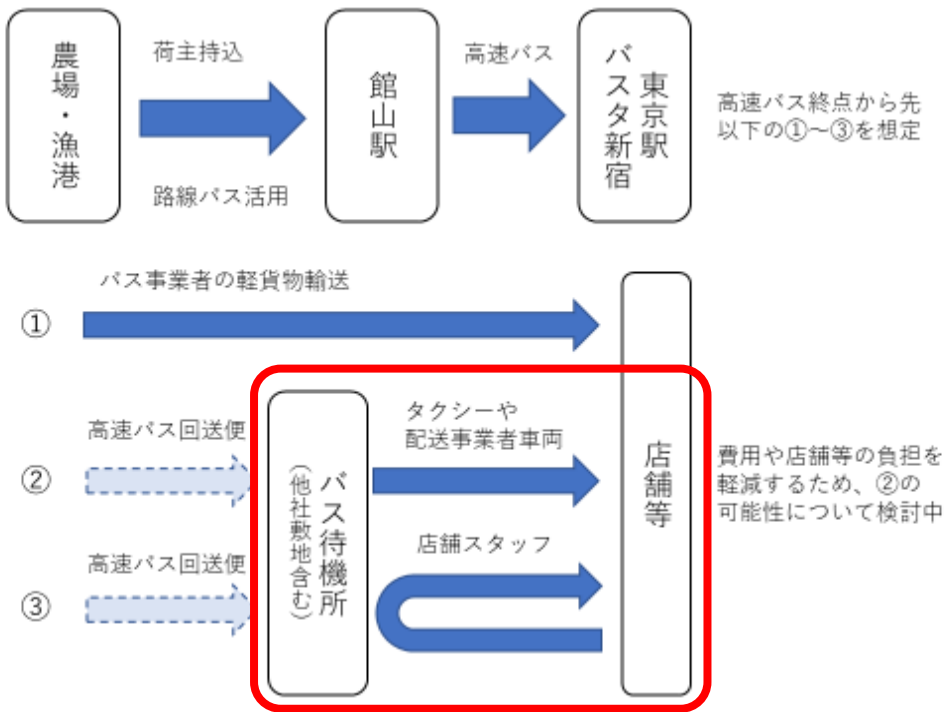
ラストワンマイル配送のためのタクシー事業者による農水産物等の貨客混載運送

提案の背景

- 豊かな農水産物の産地であり、かつ、一大消費地である東京に近接している館山市の特徴を活かした取組として、市内の農水産物などを都心エリアに高速バスで輸送する事業構想があるが、都心エリアのラストワンマイル配送を担う事業者の確保が課題となっている。
- 都心エリアのタクシー事業者にラストワンマイル配送の担い手となってもらうことは、コロナ禍で厳しい経営環境に立たされている事業者の新たな収益源となる上、持続可能な形態を実現できる可能性がある。

貨客混載の実施計画（案）

実施事業者	高速乗合バス事業者、タクシー事業者など
運行区域	都心エリア
運送品目	農水産物等
運送頻度	週に1回～2週間に1回程度
荷物取扱量	5個程度（1日あたり）
運賃	3,000円（1個あたり）



関係者の反応

- 【高速乗合バス事業者の反応】
 - 都心エリアでタクシー事業者による貨客混載運送ができるようになれば、都市をまたいだ農水産物等の配送サービスのニーズは十分あると考えている。
- 【荷主（農水産物の生産者）の反応】
 - 都心エリアでの配送手段を充実させることで、自身が生産した農水産物を鮮度を保ったまま消費者（店舗）へ直接届けことが期待でき、農水産物のブランドイメージを高められるのではないかと。小規模農家・漁師としても一大消費地への販路が確保できるのは歓迎。
- 【都心エリアの物流事業者の反応】
 - 農水産物の配送自体は可能だが、コスト面などの問題から対応できない店舗もある。貨客混載運送であれば採算面のハードルも下がり、継続的に配送できる可能性もあるのではないかと。
- 【都心エリアの地域住民の反応】
 - 取扱店舗（飲食店）を訪れる人からは新鮮でおいしいと好評。産地直送の農水産物を比較的安価に日常的に購入できる機会が増えるのは歓迎。

6. 奈良市（奈良県奈良市）

ならし
奈良県奈良市
人口：351,418人

※令和5（2023）年1月1日現在

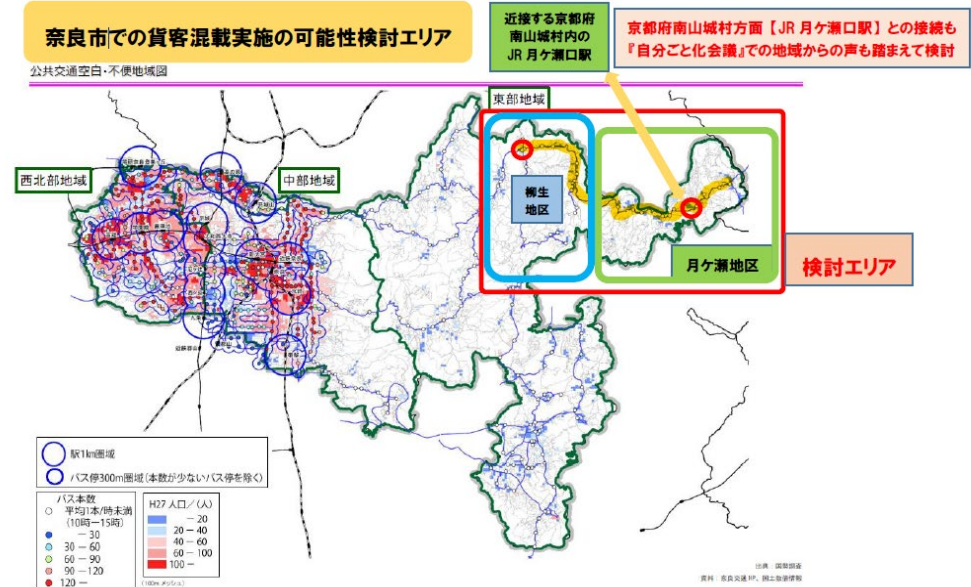
公共交通網の維持と物流網の確保のための貨物運送事業者による貨客混載運送

提案の背景

- ・月ヶ瀬地区は平成17年4月に旧月ヶ瀬村が奈良市に編入合併した中山間地域で、当市の市街地から1時間程度の距離があり、人口減少が続く中、高齢化率も46%を超えるなど、今後の生活基盤の維持が困難な地域になりつつある。
- ・今後も人口減少が進むと想定される当該地域において、地域の移動手段の確保と、物流網の維持が急務となっており、持続可能な地域の生活基盤を確保するための試みとして、貨客混載を活用した持続可能な交通ネットワークと物流ネットワークの構築を実現したい。

貨客混載の実施計画（案）

実施事業者	貨物運送事業者など
運行区域	・月ヶ瀬地区～柳生地区間など
運送品目	食料品、生活必需品、宅配貨物等
運送頻度	6～8 件程度/日
荷物取扱量	150kg程度/日
運賃	貨物：200～300円/個程度 旅客：100～300円/人程度



- ・奈良市柳生地区に市街地からの交通の乗換拠点と物流の積換拠点を確保し、月ヶ瀬地区～柳生地区までの貨客混載による運送の実施を検討
- ・月ヶ瀬地区内の拠点からは地域内交通と地域内配送を兼ねた貨客混載による運送の実施を検討

関係者の反応

【交通事業者の反応】

- ・当該地域を運行するバス路線は行政の補助なくしては運行出来ない状況。貨客混載の実施により地域の公共交通維持に繋がるのであれば異論はない。

【物流事業者の反応】

- ・現在貨客混載を検討している地域は、従来の物流サービスを維持することが今後困難になる地域であり、行政とも連携した貨客混載の実施は物流サービスを維持していくための有効な選択肢になり得る。

【荷主（飲食店など）の反応】

- ・配食サービス等のニーズはあるだろうが、配達距離が長くなる中山間地域の個別配送は負担が大きいため、貨客混載を通じた物流効率化には期待している。

【地域住民の反応】

- ・これまで地域を支えていたスーパーマーケットが閉店してしまったので、自動車が無いと移動販売に頼らざるを得ない状況。食料品や生活用品などの日用品を配達してくれる新たなサービスが実現されればありがたい。